

# 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化

## 【現状】

裁判外紛争解決手続の存在や意義  
についての認識・理解が不十分

民間が行う裁判外紛争解決手  
続についての情報が不十分で、  
利用に際して不安感

裁判外紛争解決手続を積極的  
に利用しようとする際に支障  
となる制度上の制約

専門家の関与に弁護士法の  
制約

時効中断効がない、裁判と  
の連携が十分に図られてい  
ないなど、利便性向上のため  
の制度が未整備

## 【裁判外紛争解決手続に関する制度整備】

### < ADR法 >

裁判外紛争解決手続の基本理念  
国等の責務

国民の理解の増進  
関係者間の連携強化

認証業務であるこ  
との独占表示

国民に「手続の選択の  
目安」を提供

専門家による裁判外紛  
争解決手続の実施

専門家が活用できる  
体制の充実

裁判外紛争解決手続の申立  
てによる時効の中断

時効によって権利を  
失うこと等の不利益  
を心配することなく、  
裁判外紛争解決手続  
での和解交渉を行う  
ことができる環境の  
整備

裁判外紛争解決手続を行う  
場合の訴訟手続の中止

離婚協議等の調停  
前置原則の不適用

民間紛争解決業務の認証制度（申請は任意）

裁判外紛  
争解決手  
続を拡  
充・活  
性  
化

国民の多様な紛争解決ニーズに対応し、  
裁判以外での紛争の解決を促進